

政府関係機関報告書の紹介

教育再生実行会議 ポストコロナ期における新たな学びの在り方について (一部抜粋転載) (第十二次提言)

※ 内閣官房教育再生実行会議担当室の許可をいただき、「はじめに」、「2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策」を抜粋して紹介します。詳細は下記サイトを参照ください。

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/kyouikusaisei/pdf/dai12_teigen_1.pdf

【目次】

はじめに	1
1. ニューノーマルにおける初等中等教育の姿と実現のための方策	3
(1) ニューノーマルにおける新たな学びに向けて～データ駆動型の教育への転換～	3
① 一人一台端末の本格運用に係る環境整備	
② データ駆動型の教育への転換による学びの変革の推進	
③ 学びの継続・保障のための方策	
④ 学びの多様化等	
(2) 新たな学びに対応した指導体制等の整備	13
① 少人数によるきめ細かな指導体制・施設設備の整備	
② 教師の質の向上、多様な人材の活用等	
2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策	18
(1) ニューノーマルにおける高等教育の姿	18
① 遠隔・オンライン教育の推進	
② 教学の改善等を通じた質の保証	
③ 学びの複線化・多様化	
④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）	
⑤ 学生等への支援の充実	
⑥ 施設・設備の整備の推進	
(2) グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略	29
① グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成	
② 優秀な外国人留学生の戦略的な獲得	
③ 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方	
3. 教育と社会全体の連携による学びの充実のための方策	35
(1) 大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の推進	35
① 検討の経緯	
② 今後の望ましい在り方	
(2) 子供の育ちを社会全体で支えるための取組	38
4. データ駆動型の教育への転換～データによる政策立案とそのための基盤整備～	41
おわりに	44

はじめに

新型コロナウイルス感染症¹は、世界各地で人々の生命や生活、価値観や行動、さらには経済や文化など社会全体に広範かつ多面的な影響を与えており、まさに予測困難な VUCA²時代が到来しています。こうした流れは、Society5.0 時代に向けた動きやデジタル・トランスフォーメーション (DX)³の潮流とも相まって、従来の方程式では解が見つからない社会問題にどう取り組んでいくかという大きな問題を提起しています。

一方、今回の感染拡大は、我が国社会の様々な課題も浮き彫りにしました。教育に関しても、コロナ禍で喫緊に対応すべき課題として、学校における身体的距離の確保や ICT 環境の早急な整備などが挙げられますが、これらに加え、従来認識されながら解決に至らなかった様々な課題もコロナ禍を機に明らかになっています。

特に、これまで日本の子供たちは幸福度・自己肯定感や当事者意識が低い⁴と指摘されてきましたが、こうした意識を高めていくにはどうすべきか。これは子供たちに限らず、大人も含めた社会全体の課題であると言えます。また、過度な横並び意識を排して如何に一人一人の自律と社会における多様性を高めていくか、想定外の事象と向き合い対応する力や不透明な未来を切り拓く力をどう涵養していくかなども、コロナ禍を機に改めて考えるべき課題です。

こうした課題に向けた取組を進めることによって、今後、様々な変化に対応しながら多様性を生かしつつ、リスクへの強靱性を高め、我が国が持つ独自の強みや特性を生かしたニューノーマル (新たな日常)⁵を構築していくことができるようになると思います。

教育再生実行会議では、ポストコロナ期における新たな学びの在り方を考えていくに当たって、こうした課題を解決するためには、一人一人の多様な幸せであるとともに社会全体の幸せでもあるウェルビーイング (Well-being) の理念の実現を目指すことが重要であるとの結論に至りました。この幸せとは、経済的な豊かさだけでなく、精神的な豊かさや健康も含まれ、このような幸せが実現される社会は、多様性と包摂性のある持続可能な社会でもあります。こうした社会を実現していくためには、一人一人が自分の身近なことから他者のことや社会の様々な問題に至るまで関心を寄せ、社会を構成する当事者として、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができるようになることが大切です。こうした個人を育むためには、我が国の教育を学習者主体の視点に転換していく必要があります。

こうした発想はこれまでもありましたが、教育行政や学校現場での教育活動において必ずしも徹底されていなかった面があり、今後、全国の学校現場で新たな学びが実践されて

¹ 新型コロナウイルス感染症：COVID-19

² Volatility (変動性)、Uncertainty (不確実性)、Complexity (複雑性)、Ambiguity (曖昧性) の略称。

³ デジタルトランスフォーメーション (Digital Transformation:DX) とは、将来の成長、競争力強化のために、新たなデジタル技術等を活用して新たなビジネスモデルを創出・柔軟に改変すること。

⁴ OECD「PISA2018」(PISA: OECD 生徒の学習到達度調査)、令和元年度全国学力・学習状況調査の児童生徒質問紙調査、独立行政法人国立青少年教育振興機構「平成 26 年度 高校生の生活と意識に関する調査」、日本財団「18 歳意識調査『第 20 回—社会や国に対する意識調査—』」2019 年、国連 SDSN (持続可能な開発ソリューションネットワーク)「世界幸福度報告書」2020 年参照。

⁵ 感染症拡大に伴う甚大な影響は、広範で長期にわたるために、感染症が収束したポストコロナの世界は、新たな世界、いわゆる「ニューノーマル」へと移行するとの見方が強い。

いく際に、学習者主体の視点を今まで以上に重視していくことが何よりも大切であると考えます。そのためには、教師をはじめとする教育関係者が学習者主体の視点へ転換をするという意識改革を図り、新たな学びの着実な定着、教師の質の向上と数の確保、デジタル化への対応などを総合的に進めていく必要があります。

特に、昨今急速に進みつつあるデジタル化は、今後も社会のあらゆる面で更に加速することが予想されます。デジタル化は、教育の新たな可能性を拓き、ポストコロナ期の新たな学びにおいても効果的な手段となり得ると考えられるため、現在、政府を挙げて積極的に取り組んでいるデジタル化の推進とも軌を一にして、今後、教育においてもデジタル化に適切に対応しつつ、データ駆動型に転換していく必要があります。併せて、学校現場においても、こうしたデジタル化の意義を踏まえ、コロナ禍で取り組んだ遠隔・オンライン授業などのデジタル化の流れを後戻りさせないという意識の下、教育活動を適切に進めていくことが期待されます。

これによって、子供・保護者にとっては、学びの機会や質がより多様で充実していくことにつながり、教師・学校にとっては、指導方法の充実のみならず働き方改革にも資することになり、さらに国・教育委員会など行政にとっては、現状把握に基づく効果的な政策立案が可能になることが期待されます。その際、個人情報保護や情報セキュリティはもちろん、過度なデジタル依存による弊害など、デジタル化の負の側面にも適切に配慮していかなければなりません。

これらに加え、コロナ禍、さらにはポストコロナ期の学校の教育活動を考える際の視点として不可欠なのは、将来、今回と同様の事態が再び生じ、学校が通常の教育活動を行えなくなった場合でも、子供たちの学びを確実に保障し得る環境を構築していくことです。そのためには、各学校やその設置者が平時から新たな感染症の流行や災害などの不測の事態に備え、学校の活動を確実に継続していくためのマネジメントの在り方を明確にするとともに、子供たちにもそうした事態に直面した時に命を守るための知識や主体的に行動する態度などを育てておく必要があります。

さらに、教育にとどまらず社会全体での検討が必要な課題として、大学等の学事暦・修業年限の多様化・柔軟化や社会との接続の在り方、学校・家庭・地域での子供の育ちを社会全体で支えるための方策についても明確にすることが必要です。

教育再生実行会議においては、令和2年7月から「ポストコロナ期における新たな学びの在り方」について検討に着手し、「初等中等教育ワーキング・グループ」と「高等教育ワーキング・グループ」を設置して議論を進めるとともに、教育のデジタル化に関してもタスクフォースで重点的に議論し、今回、第十二次提言を取りまとめました。その内容は教育にとどまらず、我が国社会の在り方に関わるものもあり、社会全体で対応すべき喫緊の課題であると考えています。

政府におかれては、本提言を踏まえ、教育関係者のみならず幅広く国民的な議論を深めながら、本提言に盛り込まれた各施策について、「教育の未来は今ここで決まる」という認識のもと、制度の改革や運用の柔軟化等に向けて速やかに専門的・具体的な検討を行うとともに、様々な環境の整備に努め、その内容が着実に実現されることを期待します。

2. ニューノーマルにおける高等教育の姿、国際戦略と実現のための方策

世界各地で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症は、大学、短大、高等専門学校、専門学校（以下「高等教育機関」という）における面接授業⁵⁶の停止・縮減、国際交流事業の中断など高等教育にも甚大な影響を及ぼしています。各高等教育機関においては、感染予防を図りつつも、遠隔・オンライン教育の導入をはじめとして学生に質の高い学修⁵⁷機会を提供するべく様々な努力がなされています。今回のコロナ禍は、高等教育の在り方を問い直す契機ともなっており、予測困難な時代を迎える中で、自ら主体的に考え、責任ある行動をとることができる個人を育むことが、高等教育の果たすべき役割として、より一層重要になっています。加えて、海外の大学ではコロナ禍においても、遠隔・オンライン教育を活用した質の高い教育プログラムを提供するなど、優秀な留学生を獲得しようとする動きが見られます。このように世界的な人材獲得競争が激しさを増し、各国がそれぞれ新たな取組を模索する中で、我が国においても、世界に先駆けて新しい高等教育の姿を構築していく必要があります。

（1）ニューノーマルにおける高等教育の姿

（コロナ禍を契機とした遠隔・オンライン教育の普及・進展）

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、多くの高等教育機関において、遠隔・オンライン教育⁵⁸が導入、実施されました。緊急事態宣言下の令和2年5月時点では、約9割の大学・短大・高等専門学校（以下「大学等」という）が全面的に遠隔授業を実施する状況⁵⁹にありましたが、その後の調査では、ほぼ全ての大学等が面接授業を実施する一方で、約8割の大学等が面接授業と遠隔授業を併用する予定であると回答⁶⁰しています。平成30年度に遠隔授業を実施する大学等が28%⁶¹であったことを考えると、コロナ禍を契機として、学生の学修機会を確保する手段として遠隔・オンライン教育が急速に普及・進展していることがわかります。そのメリットとしては、大学教員や学生等からは、自分のペースで学修がしやすい、国内外の他大学等の授業を受講することができたといった学修の充実に関する意見や反転授業の導入など授業の工夫・質の改善につながったとの意見がありました。また、通学が困難な学生に対して学修機会が提供できる、オンラインによって渡航することなく異文化交流や国際体験ができ、多国間で国際交流の機会が確保できるといった意見も見られました。

他方、ICT機器を用いた授業視聴時間の増加に伴う健康面での影響、新入生等は教員や同級生との十分な交流の機会がなく孤独・孤立に陥りがちであること、視聴覚障害者にと

⁵⁶ 本提言の2. においては、教室等において対面形式で行う授業を「面接授業」とする。

⁵⁷ 本提言の2. においては、大学における学びを、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第21条第2項の規定に基づき「学修」とする。なお、別の規定や用例がある場合はそれに従う。

⁵⁸ 大学設置基準第25条第2項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件（平成13年文部科学省告示第51号）に定める、メディアを利用して行う授業のことを指す。

⁵⁹ 「新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた大学等の授業の実施状況」（令和2年5月27日：文部科学省）

⁶⁰ 「大学における後期等の授業の実施方針等に関する調査結果」（令和2年9月15日：文部科学省）

⁶¹ 「平成30年度の大学における教育内容等の改革状況について」（令和2年10月5日：文部科学省）

ってメリットを受けづらいこと、異文化交流や国際体験に際しての時差への対応といった課題も指摘されています。

こうした状況を踏まえて、ポストコロナを見据えた高等教育の在り方を考えるに当たって、次の3つの視点が重要です。

第一に、遠隔・オンライン教育は、高等教育の新たな可能性を拓くものであり、新型コロナウイルス感染症が収束したとしても後戻りをすることはあり得ないという点です。このため、学修者本位の視点に立って、面接授業と遠隔・オンライン教育との双方の良さを最大限に生かした教育の可能性を追求することが重要です。また、教育のデジタル化により、学修ログを集め学生の学修内容や理解度をデータとして可視化して教育効果を評価することや、それらのデータに基づき教育改善を行うことも必要です。

第二に、大学等は、単に知識・技能を修得するためだけの場でなく、正課外活動も含めた学生生活全般において、教職員・学生間、留学生や社会人も含めた学生間における多様な協働・交流を通じた社会性や対人関係能力の涵養等が行われることに価値があるという点です。このような全人格的な教育の場としての大学等の学び、経験の全てが遠隔・オンライン教育に代替されるものではないことに留意する必要があります。

第三に、多くの大学等においては、遠隔・オンライン教育の取組は緒に就いたばかりであり、試行錯誤しながら改善を図っている段階にある点です。遠隔・オンライン教育で質の高い授業を行うためには人手がかかるとの意見もありますが、その効果を評価するためには、他の条件（教員、科目、学年等）を一定にした上で、面接授業の効果と比較をする必要があります。海外では、例えば、遠隔・オンライン教育は学生の属性（学力、学年等）によって効果が異なるとする研究結果があるなど一定の研究が行われていますが、我が国ではそのような研究は極めて乏しいのが現状です。遠隔・オンライン教育がどのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせ方はどのようなものかなどについて、教育実践の検証や評価を通じて、知見を蓄積していくことが重要です。

（ニューノーマルにおける高等教育の姿）

各高等教育機関においては、その多様なミッションに基づき、学修者が「何を学び、何を身に付けることができるのか」を明確にし、学修者本位の教育を実現することが求められています。特に、これからの社会においては、個人と社会全体のウェルビーイングの実現のため、初等中等教育と連携を図りながら、学修者が自ら意欲的・主体的に学び、成長することができるようにしていくことが必要であり、学びの多様化を進め、より多くの人に対して高等教育を受ける機会を充実することが大変重要になります。

社会経済の不確実性が一層高まる中、高等教育が果たすべき使命とは、教育研究活動の充実・高度化を通じて、社会変革の牽引役として、人類にとって未知の領域を切り拓き、主体的・創造的に解決策を提示すること、そしてそのための人材を育成していくことにあります。

このような教育の実現に向けて、今回のコロナ禍での経験も踏まえ、ニューノーマルに

おける高等教育の姿として、学修管理システム（LMS）⁶²等の ICT や遠隔・オンライン教育の活用など教育のデジタル化を効果的に進め、データ駆動型の教育への転換を図っていくことが必要です。そして、我が国の高等教育のシステムを「入口での質保証」から「出口における質保証」へと転換⁶³していくことが求められます。また、ICT の活用により、社会人や高齢者、障害などにより学修が困難な方々などの多様な学修者が「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」質の高い高等教育を受ける機会を提供するなど、学びの多様化を進めることが重要です。加えて、感染症の流行や災害時などの不測の事態においても学生の学びを保障できる教育環境を実現していくこと、学生に寄り添うきめ細かな支援体制の整備・充実を図ること、遠隔・オンライン教育を含め ICT 活用の利点を生かした大学経営の合理化・効率化が求められます。

① 遠隔・オンライン教育の推進

大学等においては、今後、面接授業と遠隔・オンライン教育を効果的に組み合わせたハイブリッド型教育の確立や教育のデジタル化によるデータ駆動型の教育への転換等により、主体的な学びの質を高める取組が進展することが期待されます。多くの大学教職員にとっては、遠隔・オンライン教育は新たな試みであり、知識や経験、ノウハウ等を十分に有していないことも踏まえれば、知見や資源等を大学間や教職員間で共有し、有効活用することや、企業との連携により質の向上に取り組むことも有効であると考えられます。

加えて、遠隔・オンライン教育におけるリソースを広く積極的に発信することは、大学等で学ぶことの意義・魅力を社会に伝える上でも大変重要です。

また、コロナ後の新しい学修スタイルの実現に向けて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえて遠隔・オンライン教育の検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を検討するとともに、大学設置基準や設置認可制度、認証評価制度など、その質保証システムの在り方についても、18 歳人口が減少する中での高等教育の果たす役割を踏まえ、多様で質の高い学びを支える観点から、見直しに向けて検討を進めることが必要です。

- 大学等は、デジタル技術を活用した遠隔・オンライン教育の進展も踏まえ、学修者本位の教育の実現、学生の学びの質の向上、STEAM 人材や地域社会の担い手の育成を図る観点から、次のような取組を積極的に進める。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育の DX を迅速かつ強力に推進する。
- ・ 遠隔・オンラインでの事前学修をもとに対面で演習を中心に意見交換を行う反転授業や同じ授業を対面とオンラインとで同時に行う授業、オンラインと地域実践学修を組み合わせた教育プログラムなど、面接授業と遠隔・オンライン授業を効果的に組み合わせたハイブリッド型の教育の実施

⁶² 学修者の登録や教材の配布、学修履歴や成績及び進捗状況の管理、統計分布、学修者との連絡等の機能を有する学修の運用を管理するシステムのこと。

⁶³ 例えば、入試を過度に重視する仕組みから、学修成果を重視する仕組みへと転換していくことが必要との意見があった。

- ・ LMS の活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育の実施（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラム編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）
- ・ バーチャル・リアリティ（VR）⁶⁴等を活用した効果的な実験・実習・臨床教育の導入
- ・ オンライン環境下での試験実施方法の開発など、新たな学修評価方法の開発
- ・ 遠隔・オンライン教育を含む大学教育の質の向上のためのファカルティ・ディベロップメント（FD）⁶⁵、スタッフ・ディベロップメント（SD）⁶⁶の充実・高度化

○ 国は、大学等が設置者の枠組みを超えて遠隔・オンライン教育等のリソースを共有・有効活用し、学生の多様な学修ニーズにきめ細かに対応できるよう、大学等連携推進法人の活用や大学コンソーシアム・大学間連携などの取組を通じた単位互換制度の活用、MOOC⁶⁷の戦略的な活用を促す。また、大学等はこれらのリソースを国内外に向けて積極的に公開する⁶⁸。

○ 国は、高等教育の DX に向けたアイデアを募集し、公開イベントでの提案やコミュニティの形成を通じて、デジタル技術を用いて授業等を改善する機運の醸成、教育にエフォートを割く教員の奨励、社会の高等教育への参画を促すとともに、デジタル技術を活用した授業等改善の知見の蓄積・共有を図る。

○ 国は、遠隔・オンライン教育の単位数上限（60 単位）⁶⁹算定の考え方の明確化を図り、周知する。また、国や大学等は、遠隔・オンライン教育がどのような属性の学生に対してどのような効果があるのか、どのような授業に適しているのか、面接授業との効果的な組み合わせの在り方はどのようなものかなどについて、学修者のニーズや質保証の観点も踏まえながら検証・評価を行い、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化を速やかに検討する。

○ 国は、ニューノーマルにおける大学等の姿を実現するための仕組みを構築する観点から、遠隔・オンライン教育の単位修得の柔軟化の検討と併せて、通学制と通信制の区分を含めた大学設置基準の在り方や設置認可制度、認証評価制度の見直しなど、時代

⁶⁴ 仮想現実。コンピューター上に CG 等で人工的な環境を作り出し、あたかもそこにいるかのような感覚を体験できる技術のこと。

⁶⁵ 教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取組の総称であり、例えば、教員相互の授業参観の実施や授業についての研究会の開催、新任教員のための研修会等が挙げられる。

⁶⁶ 職員全員を対象とした、管理運営や教育・研究支援までを含めた資質向上のための組織的な取組を指す。なお、「職員」には、教授等の教員や学長等の大学執行部、技術職員等も含まれる。

⁶⁷ Massive Open Online Course：大規模公開講座。インターネット上に無料で公開され誰もが受講可能な講座のこと。

⁶⁸ 将来的に、大学の有する優れた授業動画を一元化したプラットフォームを構築して、多様な学修者の学びを推進する仕組みへと発展させることも考えられる。

⁶⁹ 大学設置基準第 32 条第 5 項により、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、同令第 25 条第 2 項の授業の方法により修得する単位数は 60 単位を超えないものとしてとされている。

に即した質保証システムの在り方について見直しに向けた検討を速やかに行う⁷⁰。その際、教育施設の在り方についても、大学教育の質保証の観点も踏まえて検討する。

② 教学の改善等を通じた質の保証

我が国の大学教育は、学生に密度の高い学修を促す教育システムとなっておらず、学生が修了時までに必要な能力を身に付けることを保証する「出口における質保証」が十分に行われていないこと、厳格な卒業認定がなされておらず、修得主義が徹底されていないことがこれまで問題視されてきました。

例えば、「令和元年度全国学生調査（試行実施）」⁷¹によれば、我が国の学生は授業以外の学修時間が短いなど、学修が不足している実態が窺えます。また、個々の教員の研究主題を重視するあまり授業科目が細分化されていることが指摘されています。こうした状況を踏まえ、大学は、「教学マネジメント指針」⁷²に基づく細分化された授業科目の統合や、学生が同時に履修する授業科目数の大胆な絞り込み等の改善を図ることが求められます。

「出口における質保証」の取組を進める上では、データの収集・分析、調査研究を通じて、どのような教育実践がどのような効果をもたらしているのかを明らかにし、知見の蓄積と共有を図ることが必要です。そのためには、同一の学生を長期にわたって追跡したデータを構築すること、行政データ⁷³と大学の業務データを照合して研究利用できるようにすることが重要です。海外⁷⁴では、例えば、税務情報等を用いて同一の学生を卒業後まで長期にわたり追跡し、大学に対する投資の費用対効果を評価するといった研究事例があります。我が国においても、このような行政データの研究への利活用の推進が望まれます。

○ 大学は、「出口における質保証」を考える上で、大学教育の成果の把握、評価・検証が重要であることから、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（以下「3つの方針」という）⁷⁵に基づく体系的で組織的な大学教育を

⁷⁰ 令和3年3月29日、内閣府特命担当大臣（規制改革）と文部科学大臣との間で、大学設置基準、大学通信教育設置基準（昭和56年文部省令第33号）の見直しについて、令和4年度からの実施を念頭に、令和3年度中に結論を得ることが合意されている。

⁷¹ 令和元年11月25日～12月20日に515大学の学部3年生を対象に実施（有効回答数111,051人）。なお、我が国の学生の学修時間については、授業期間中の学部生の授業出席時間の平均は16.6時間、予習・復習・課題など授業以外の学修時間は平均で4.8時間にとどまっており、授業以外の学修時間が11時間以上とする大学1年生が5割を超える米国の大学（NSSE（The National Survey of Student Engagement））と比較しても非常に短い状況にある。国立教育政策研究所の調査（「大学生の学習実態に関する調査研究について」平成28年3月）によると、10～14科目を履修登録している学生の割合が大学1、2年生ともに5割以上、15～19科目を履修登録している学生も多く、米国等の大学と比較して学生が受講する科目等が多いことが明らかとなっており、密度の高い学修を困難にしている一因と考えられる。

⁷² 「教学マネジメント指針」（令和2年1月22日 中央教育審議会大学分科会）P18 参照。

⁷³ 行政目的のために国や地方公共団体によって収集されたデータであり、調査によって集められたデータだけではなく、業務の一環で収集されるものも含む。

⁷⁴ 委員から、ノルウェーの研究事例について紹介があった。

⁷⁵ 「卒業認定・学位授与の方針」は、各大学等の教育理念に基づき、どのような力を身に付けた者に卒業を認定し、学位を授与するのかを定める基本的な方針で、学生の学修成果の目標ともなるもの。

「教育課程編成・実施の方針」は、卒業認定・学位授与の方針の達成のために、どのような教育課程を編成し、どのような教育内容・方法を実施し、学修成果をどう評価するかを定める基本的な方針。

「入学者受入れの方針」は、各大学等の教育理念、卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針に基づく教育内容等を踏まえ、どのように入学者を受け入れるかを定める基本的な方針。

展開し、「教学マネジメント指針」に基づき、3つの方針を通じた学修目標の具体化、次のような教学の改善・改革を行うとともに、大学教育の成果や効果ある教育実践等について周知等を図る。

- ・ 学生の学修目標及び卒業生に最低限備わっているべき能力の保証として機能するよう、「卒業認定・学位授与の方針」の具体的かつ明確な設定
- ・ 密度の高い主体的な学修を可能とする前提としての授業科目の精選・統合、学生が同時に履修する授業科目数の絞り込み
- ・ 複数の情報を組み合わせて、学修成果・教育成果を多元的に把握・可視化
- ・ 学修成果・教育成果の把握・可視化の前提として、各大学の学生の成績分布の公表などを通じた成績評価の信頼性の確保
- ・ FD 及び SD を通じた教職員の能力向上や教育改善活動の進展
- ・ 教育成果や教学に係る取組状況などの大学の質に関する情報や「全国学生調査」等を通じた学生の成長実感など学びの実態に関する情報の積極的な公表

○ 国は、各大学の教育改善、我が国の大学に対する社会の理解の促進や政策立案に際しての基礎資料として活用するため、「全国学生調査」の本格実施に向けた調査設計の改善や課題の整理を進める。

○ 国は、教育行政の改善を目的とした研究における行政データの利活用に向けて一層の環境整備に努めるほか、データ貸与の改善による研究へのフィードバックの効率化を図る。

③ 学びの複線化・多様化

我が国の教育システムは、全体として、年齢によって決まった学年や学校種に進学するという年齢主義的な傾向が強く、また、基本的には、学校教育の段階で、就業後に必要とされる知識や技術を一通り修得させることが求められていました。「大学入学イコール 18 歳入学」、新卒一括採用といった慣行の下、高等学校・大学間など学校種を超えた学びが発展している状況になく、社会人等を対象としたリカレント教育（社会人の学び直し）についても、大学・産業界ともに、その可能性を十分に開拓しているとは言えません。

空間・時間の制約を取り払う遠隔・オンライン教育の特性も生かして、高等学校教育と大学教育の連携・接続の一層の円滑化、リカレント教育の充実・高度化等を図ることや、修業年限の弾力的な運用を促進し、社会人・高齢者、障害などにより学修が困難な方々などの多様な学修者が「いつでも、どこでも、誰でも、何度でも」質の高い高等教育を受けることができる機会を提供できるようにする必要があります。

高等専門学校については、デジタル化時代に求められる分野のカリキュラムへの導入などにより、社会的ニーズに対応した人材育成が行えるよう、一層の高度化を推進することが必要です。

また、社会・産業ニーズに即応しつつ多様な教育を柔軟に展開して実践的な職業教育を実施している専門学校についても、その特色や強みを生かして、職業実践専門課程の認定制度の活用等による質の保証・向上を推進するとともに、地域等での産学連携による職業教育機能の強化、外国人留学生の積極的な受入れ、リカレント教育プログラムの充実を一層進める必要があります。

- 国は、WWL（ワールド・ワイド・ラーニング）コンソーシアム構築の早期実現を図り、高等学校と大学等とが連携した先取り履修などの学習プログラム等を開発し、全ての高校生がオンライン・オフラインで参加可能とする。（一部再掲）
- 国は、飛び入学した大学での一定の単位の修得状況をもとに、高等学校の3年間の課程を修了した者と「同等以上の学力」を有することを文部科学大臣が認定し、高等学校卒業資格を付与する制度を創設する。（再掲）
- 国は、大学等が高校生を対象として行う遠隔・オンラインも活用した教育機会の提供を促進する。また、高校生が大学の授業科目を履修し、その後、当該大学に入学した場合には、当該大学において卒業単位として認められる先取り履修の活用を図るため、修業年限の柔軟化が可能となるよう制度改正を行うとともに、大学は、他大学で修得した単位についても、当該大学の教育課程の一部に相当し教育上有益と判断する場合には、単位互換を認めることができる旨を周知する。
- 大学等は、多様な学修ニーズへの対応や「出口における質保証」の観点から、通信制課程において、特に遠隔・オンライン教育を積極的に活用する。国は、通信制課程において遠隔・オンライン教育の単位数上限がないことを周知するなど、遠隔・オンライン教育の活用を促進する。また、現在は通信制課程を置いていない大学においても、コロナ禍において蓄積された知見・ノウハウを生かして、遠隔・オンライン教育による新たなカリキュラムの開発・実施を検討する。
- 国は、社会・経済活動のニーズに対応したリカレント教育を推進する観点から、大学院における高度な専門教育に関し、遠隔・オンライン教育の積極的な活用⁷⁶や個別の単位に分けて学修するマイクロクレデンシャル（micro credential）の提供など、より多くの人々がアクセスしやすい取組を促進する。その際、履修単位を積み重ねることにより学位が取得できるような柔軟な仕組みの在り方や国際通用性の確保などについて検討を進める。
- 大学等は、誰もがいくつになっても新たなチャレンジができる社会を構築するため、社会人や企業のニーズに応じた実践的・専門的な教育プログラムの提供や中退者等の

⁷⁶ 大学院においては、遠隔・オンライン教育の修得単位数に係る上限はない。

再入学希望に対する柔軟な対応を推進するとともに、長期履修制度に係る解釈の明示化・周知等を通じて、多様な学修者の学びを促進する。国は、社会人の学び直しを含む実践的な教育を支える実務家教員を育成・活用するシステムの構築や、多様な学修者が学びに関する情報に容易に接触できる機会を確保する。

- 専門学校は、職種転換を考えている人などへの教育機会の提供として、短期の学びを中心としたリカレント教育プログラムの開発を行う。また、高等学校教育と専門学校教育の連携・接続の取組の促進や地域等での産学連携による職業教育機能の強化など、地域社会や産業界のニーズに応じた教育プログラムの開発を行う。国は、こうした取組を支援するとともに、専門学校の魅力ある取組の情報発信を更に推進する。

また、国は、高等教育機関の連携を促進し、社会や経済ニーズに対応した教育プログラムの提供を推進する。

- 国は、生涯学習の一環であるリカレント教育を振興し、個人の学びを促進する。社会人がリカレント教育を受講しやすいように、eラーニング⁷⁷の活用などを含め、有効と考えられる講座の認定や体系化等、高等教育機関等へのインセンティブ設計を行う。また、リカレント教育の社会人受講者数のほか、その教育効果や社会への影響を評価できる指標の開発を進める。産業界は、高等教育機関における学び直しの促進に向けたインセンティブとなる評価体系や人事制度の整備を進めていくことが求められる。

- 国は、AI と他分野を融合して課題解決につなげる人材育成体制の構築、防災・減災・防疫に関する教育研究の新たな実施など、社会的ニーズに対応した人材を育成するための高等専門学校教育の高度化を推進する。

④ デジタル化への対応（学務・教務等のデジタル化、デジタル化を担う人材の育成）

社会全体でデジタル化が急速に進む中、高等教育においても、①に挙げた取組等により、遠隔・オンライン教育の実施や LMS の導入・運用、データの収集・分析・利活用などによりデータ駆動型の教育を進めていくことが重要です。加えて、データの収集等にあたり、現場に負担がかからないような方法を工夫することも必要です。

大学等においては、教育改善や経営改革の方針等に基づき、戦略的かつ効率的にデータの収集・分析を行い、データに基づいた資源配分による経営の合理化を進めるとともに、学務・教務等のデジタル化を進めていくことも必要です。特に学修歴証明書のデジタル化は、フローニンゲン宣言⁷⁸に基づく国際的なネットワークの下で取組が進展し、既に世界標準となりつつあります。これによって学籍管理の負担が軽減され、事務職員の事務の効率化・生産性の向上が見込まれます。加えて、学生にとっては携帯性や利便性の向上につな

⁷⁷ ICT を活用して、同時性や双方向性を問わず学修を行うことができる方法。

⁷⁸ 学生の学修歴・成績・資格等のデータ閲覧や電磁データの携帯を可能にし、世界中の市民の学修・就職・転職の移動性を向上させる、「世界市民のための電子学生データ・エコシステム」の構築を目的とするもの。2012 年に設立され、2020 年 7 月現在、30 か国 110 機関が加盟。

がるほか、学修歴証明の国際的な信頼性が向上し、生涯学習の推進や留学生の派遣・受入れの活性化など大学等の国際化に資するため、我が国においても早急に取り組を進めていくことが必要です。

さらに、大学等においては、学内の教職員の研修の充実を図るとともに、数理・データサイエンス・AI に関する教育を充実・高度化させ、デジタル化時代の担い手となる人材の育成⁷⁹を推進することが必要です。

- 大学等は、学修歴証明書のデジタル化に関する実証実験等を行う。国は、これらの実証実験等を踏まえつつ、学修歴証明書のデジタル化を普及・定着させるため、周知や活用促進を図る。
- 大学等は、LMS の活用により、学生の学修内容や理解度をデータとして可視化し、これを利用した学生個人に応じた教育（学生の理解度に応じた授業の工夫や、より体系化されたカリキュラムの編成の促進、学生の学修履歴を踏まえた履修指導など）等の取組を実施する。国は、こうした大学の取組を支援し、高等教育の DX を迅速かつ強力に推進する。（一部再掲）
- 大学等は、学内の DX を推進し、教育の質の向上を図る観点から、FD・SD の充実・高度化に取り組む。
- 国は、全ての学生が、文系・理系の垣根なくデジタル時代の「読み・書き・そろばん」である数理・データサイエンス・AI の基礎などの必要な力を身に付けることができるよう、全学的な数理・データサイエンス・AI 教育の教材等の開発、教育に活用可能な社会の実課題・実データの収集・整備等の実施を支援し、全国の大学等への普及・展開を図るとともに、教える側の体制強化を図る。また、私立大学等における数理・データサイエンス・AI 教育の充実のための支援を行う。
- 国は、大学等において、数理・データサイエンス・AI の知識を様々な専門分野へ応用・活用できる教育プログラムが機動的に展開されるよう、産業界と連携し、AI × 専門分野やデータの社会実装を進めるための高度専門人材を育成する教育を推進する。また、学部等連携課程の周知や活用促進を図る。
- 国は、数理・データサイエンス・AI に関する学修成果が社会で評価されるよう、「数理・データサイエンス・AI 教育プログラム認定制度（リテラシーレベル）」の周知・広

⁷⁹ 「AI 戦略 2019」（令和元年 6 月 11 日統合イノベーション戦略推進会議決定）において、社会人・大学生へのデータサイエンス・AI リテラシー教育と併せて、一面的なデータ解析の結果や AI を鵜呑みにしないための批判的思考力の養成も含めたりベラルアーツ教育の充実について示されている。

報を行い、大学等の認定取得を促進するとともに、AI で社会課題等を解決できる実践力の修得を目指した教育プログラムの認定制度（応用基礎レベル）を創設する。

⑤ 学生等への支援の充実

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、我が国の経済にも甚大な影響をもたらしていますが、能力や意欲ある若者が経済的理由により高等教育機関への進学を断念することがないように、学生等への支援策を一層充実する必要があります。

コロナ禍の学生支援について、国においては、家計が急変した世帯の学生等に対して随時支援を行うとともに、緊急の給付金や無利子奨学金の充実、返還困難者への負担軽減策など、様々な支援策を講じています。文部科学省の調査⁸⁰では、令和2年4月から12月の大学等の中途退学者の割合は令和元年度の同時期に比べてやや少ない状況ですが、感染の収束が未だ見えない中、社会・経済の影響を受けにくい安定的な制度の検討が必要です。加えて、経済・雇用情勢の悪化への対応として新卒者等の学生等の就職支援についても一層の強化が求められています。

なお、博士後期課程の学生に対する支援の充実は、若手研究者の活躍促進、我が国の研究力強化とイノベーションの推進を図る上でもしっかりと取り組むことが必要です。

- 国・高等教育機関は、意欲と能力のある者に高等教育機関への学びの機会が確保されるよう、高等教育の修学支援新制度や日本学生支援機構の奨学金事業（自治体や企業による返還支援制度を含む）等について一層の周知・広報を行う。
- 国は、今後、感染症や災害等による家計急変世帯やアルバイト収入の減少に対する奨学金等の支援が常態化していく可能性があることを踏まえ、高等教育無償化等の実施状況の検証を行い、中間所得層における高等教育機関へのアクセス状況等を見極めつつ、その機会均等について検討する。
- 国は、新型コロナウイルス感染症が就職活動に及ぼしている影響を踏まえ、新卒応援ハローワークの支援対象に3年以内の既卒者も含まれることについて更なる周知・広報を行うとともに、大学のキャリアセンター等との連携を強化し、就職支援ナビゲーターの定期的な大学等訪問、未内定・内定取消にあった学生等へのきめ細かな支援など、新卒者等への就職支援の一層の充実を図る。
- 国は、障害のある学生に対する各大学等の修学・就労支援体制の整備を促進するとともに、大学等と関係機関の連携を促進し、障害のある学生の修学を支援する。

⁸⁰ 「新型コロナウイルスの影響を受けた学生への支援状況等に関する調査」（令和2年12月末時点：文部科学省）

- 国は、特別研究員制度の充実、日本学生支援機構奨学金（業績優秀者返還免除）や各大学の大学院生に対する授業料減免による継続的な支援、大学ファンドの運用益の活用やそれに先駆けた博士後期課程学生への支援を強化する取組等を進める。
- 国や大学は、博士後期課程学生がリサーチアシスタント（RA）として働く場合、競争的研究費や共同研究費から適正な水準で給与が支給されるよう、RA の雇用・謝金に係る RA 経費の支出ルールを策定し、実施する。
- 国は、博士後期課程学生の処遇向上のため、学内フェローシップと博士課程修了後のキャリアパスの確保を一体として実施する大学を支援する。

⑥ 施設・設備の整備の推進

大学等のキャンパスは、学生や教職員にとって、教育研究や多様な人材との交流の場として、魅力的で優れた機能を持った空間であることが必要です。教育研究の活性化やイノベーション創出の基盤としても、海外の優れた研究者や学生に我が国の大学等で学びたいと思わせる重要な動機の一つとしても、魅力的な施設・設備の計画的な整備は重要です。

また、大学等においては持続可能な社会の構築に向けた先導的な役割を果たすことが求められています。キャンパスのスマート化を進め、消費エネルギーを抑制するなど、カーボンニュートラルに向けた取組の推進が期待されます⁸¹。

- 国は、国立大学法人等（国立大学法人、大学共同利用機関法人及び国立高等専門学校を指す）の施設について、教育研究施設だけでなく食堂や寮、屋外空間等も含めキャンパス全体が有機的に連携し、様々な分野や場面で、学内外の多様な人材が積極的に関わりながら共創できる拠点としての「イノベーション・コモンズ（共創拠点）」の実現を目指して、「第5次国立大学法人等施設整備5か年計画」に基づき、継続的な支援を行う。国立大学法人等は、戦略的な施設整備や施設マネジメント等を通じて、計画的・重点的な施設整備を進める。
- 国は、私立大学等の個性・特色を生かした教育研究の基盤となる設備・装置や、面接授業や遠隔授業実施の基盤となる構内 LAN の整備等に対する支援を行う。
- 地方公共団体は、大学等のキャンパスの意義を踏まえ、公立大学等における地方創生の推進や地域人材の担い手育成の観点から、教育研究活動の基盤となる施設・設備の整備を進める。

⁸¹ 第203回国会の総理所信表明演説で2050年までにカーボンニュートラル、すなわち脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されている。

（２）グローバルな視点での新たな高等教育の国際戦略

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、経済活動の基盤である人・モノ・カネの流れを制約し、リーマンショックをはるかに上回る世界経済の落ち込み⁸²と不確実性の高まりをもたらしています。自国中心主義や経済ナショナリズムの広がりも見られ、グローバルレベルでの協調の形骸化や国際的分断の進行も懸念されるなど、国際政治・経済・社会の秩序に揺らぎが生じています。世界が大きな危機に直面する中で、我が国は、国際協調・連帯の構築・強化を主導する役割を担える国を、そして国際社会から信頼と尊敬を集め、国際社会にとって不可欠とされる国を目指す必要があります。そのためには、高等教育機関においても、グローバルリーダーの育成や教育研究における国際的な連携・協働の推進等により、重要な役割を果たすことが求められます。

コロナ禍においては、我が国のみならず世界各地において、大学間交流・学生交流や国際共同研究などに深刻な影響が生じていますが、各国では遠隔・オンライン教育による国際交流支援を拡大する取組が見られ、海外の一部の大学等では遠隔・オンライン教育の充実・高度化により優秀な学生の獲得競争等をリードしていこうとする動きも見られます。

我が国の大学等においても、コロナ禍への対応はもとより、ポストコロナ期も見据えた戦略的な対応が求められます。

① グローバル化に対応した教育環境の実現、学生のグローバル対応力の育成

大学等においては、人材の獲得やイノベーションの創出等におけるグローバル競争の中で、教育内容と教育環境の国際化を徹底的に進め、世界で活躍できるグローバルリーダーの育成や、地域の「知の拠点」としてグローバルな視点を持って地域社会の活性化を担う人材の育成など、大学の特色・方針や教育研究分野の特性、学生等の多様性を踏まえた国際化を戦略的に進めることが必要です。

特に、コロナ禍で国際的な連携・交流活動が大きく制約される中、遠隔・オンライン教育の世界的な進展を踏まえ、オンライン国際協働学習（COIL）⁸³プログラムの開発・実施など、遠隔・オンライン教育の利点を生かした取組を積極的に進めていくことが重要です。また、大学が国内外の協定大学等との間での遠隔・オンライン教育のリソースを共有するためのプラットフォームを構築し、日本の強みや魅力ある教育の国際的な発信を積極的に進めるとともに、ジョイント・ディグリー（JD: Joint Degree, 国際連携教育課程制度）の一層の普及促進と合わせ、日本人学生のグローバル対応力を育成・強化していく観点から、高等学校段階からの海外留学経験の促進も含め、実留学を支援していくことが重要です。

特に、JD は、学生に一つの大学では得られない高度で付加価値の高い学修機会を与えるとともに、我が国の大学にとっても教育課程の在り方や授業の方法等を見直す好機となる

⁸² 国際通貨基金（IMF）は、2020年10月13日に改定した世界経済見通し（WE0）において、2020年を4.4%のマイナス成長と予測。金融危機時の2009年（0.1%減）を大幅に上回る。成長鈍化による経済損失は2020年～2025年までの6年間で28兆ドル（約3千兆円）と試算。なお、2021年4月6日の改定では、2020年は3.3%のマイナス成長であり、10月の見通しから1.1%改善しているとする一方、各国間や業種間での経済回復の差が拡大しつつあり、世界経済の見通しを取り巻く高い不確実性があることを指摘している。

⁸³ COIL (Collaborative Online International Learning) は、オンラインを活用した国際的な双方向の教育手法。

など、グローバルな教育研究環境の整備に効果的な取組です。創設当初は、新たな特例措置であったことから、質保証のため、慎重な制度設計になっていましたが、制度創設から6年が経過して制度への理解が進むとともに、実績が蓄積されてきたことを踏まえ、見直しを進める必要があります。

- 国は、世界トップレベル大学との交流、人事・教務システムの改革などの体質改善、学生のグローバル対応力育成のための体制強化など、徹底した国際化に取り組む大学を重点的に支援する。
- 国は、大学教育のグローバル展開力の強化を図るため、我が国にとって戦略的に重要な地域・大学との質保証を伴った国際連携・学生交流等を推進する。具体的には、単位の相互認定や成績管理、学位授与等、教育交流プログラムの開発・実施を行う大学を支援する。その際、COILプログラムの開発・実施など、遠隔・オンライン教育も活用した大学間交流を積極的に支援する。
- 国は、大学が国内外の協定大学との間で、質保証を伴う遠隔・オンライン教育のリソースを相互に提供するシステム作りを支援し、学生等が自国にいながら授業を履修し、教員は世界に対し発信することを促進する。
- 国は、JDの更なる拡大に向けて、開設に係る設置手続きの見直し、複数大学の参加を促進するための各参加大学における最低修得単位数の縮減、より優秀な留学生の獲得に資する方策など、質を担保した上での推進方策について検討を行う。
- 国は、高校生段階からの留学生交流が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている場合、その継続や再開に向けた取組等を支援し、日本人学生・生徒が海外留学を継続できるよう必要な支援を行う。
- 官民協働の海外留学創出プロジェクト「トビタテ！留学 JAPAN」については、令和4年度以降の後継事業に向けた取組を推進するとともに、社会総掛かりで若者の海外留学の機運を醸成し、日本人学生のグローバル人材育成を強力に推進する。具体的には、高等学校段階からの海外留学機会の充実による国際性の涵養や、留学成果を定着させるための取組の推進、帰国した日本人留学生の活躍機会の促進等を通じ、多くの若者が海外留学を志すようになる好循環を形成する。
- 国は、諸外国のニーズを踏まえた高等専門学校の海外展開や高専教育の高度化・質保証のための国際標準化を推進するとともに、海外インターンシップや単位互換協定校への留学等を推進する体制の構築を支援し、高等専門学校の国際化を推進する。

- 国は、世界的な人材獲得競争や、コロナ禍で拡大した遠隔・オンライン教育による国際交流等も踏まえ、ポストコロナ期を見据えた質の高い国際流動性を実現していくため、より具体的かつ戦略的な目標の設定に向けた検討を行う。

② 優秀な外国人留学生の戦略的な獲得

現在、高等教育機関や日本語教育機関に在籍する外国人留学生は 31 万人を超え、「留学生 30 万人計画」（骨子）（平成 20 年 7 月 29 日策定）における外国人留学生の数値目標は達成されていますが、今後、外国人留学生の受入れを我が国の国際競争力の強化や国際社会からの信頼の一層の向上につなげていくためには、技術流出防止等の観点にも十分留意しながら、受入数という入口部分の重視から、より出口（アウトカム）に着目して、外国人留学生の質の確保・向上を図る方向へと転換することが重要です。このため、我が国において質の高い教育を受けた優秀な外国人留学生が我が国に定着して活躍するための就職促進や帰国した外国人留学生とのネットワーク強化による諸外国との友好関係の強化に取り組むことが必要です。さらには、日本人学生の海外留学の促進も含めて、学生の派遣・受入れの両面で質の高い国際流動性を実現することが重要となっています。

優秀な外国人留学生の獲得に当たっては、国際バカロレア（IB）の活用等による入学者選抜のグローバル化を促進するとともに、COIL プログラムや海外向けの遠隔・オンライン教育講座等を通じて我が国の高等教育を受けている優秀な外国人学生が、遠隔・オンラインでの学修を契機として、実際の留学へとつながっていくハイブリッド型の新たな留学形態を促進することが有効と考えられます。

- 国や大学は、海外の優秀な留学生の獲得に向けて、世界の大学やインターナショナルスクールを含む現地の教育機関等に対して、日本の強みや魅力ある教育などの情報発信を進めるとともに、大学は、世界のインターナショナルスクールが加盟する IBDP⁸⁴ や AS&A Level⁸⁵の卒業成績を用いた特別入試の実施などの活用など、効果的な取組を導入する。
- 国は、大学による責任をもった適切な在籍管理を前提としつつ、優秀な留学生の獲得に向けて、大学の戦略に応じた柔軟な運用が可能となるよう、留学生の受入方策を検討する。特に、頭脳循環の拠点となる大学において優秀な外国人留学生の獲得に資する制度の在り方等を速やかに検討する。
- 国は、COIL プログラムなどオンラインによる学修も契機として、実際に訪日して学ぶ外国人留学生が安心して勉学に専念できる環境を整備するため、大学等における日

⁸⁴ IB ディプロマ・プログラムのこと。国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する、16 歳から 19 歳を対象とした国際的に認められる大学入学資格が取得可能な教育プログラムのこと。

⁸⁵ 英国・ケンブリッジ大学グループである Cambridge International Examinations（CIE）が実施している国際的な教育プログラムと資格試験のこと。

本語教育の充実や地域・企業等との交流、生活支援等の取組を促進する。大学等は、日本語教育機関や地方公共団体等とも連携して、日本語教育機会の充実、日本人学生や地域住民との交流機会の提供等を行うとともに、居住・生活等に関する相談体制の充実を図る。

- 国は、優秀な外国人留学生在が卒業後も我が国に定着して活躍できるよう、大学等において企業等と連携した日本語教育やキャリア教育、インターンシップ等を一体として提供する取組を促進する。また、外国人雇用サービスセンター等による就職支援を実施するとともに、外国人が働きやすい職場環境の整備促進に向けて高等教育機関に必要な情報を周知する。企業は受入環境を整備し、優秀な外国人留学生の採用を積極的に行う。
- 国及び大学等は、外国人留学生在が帰国後も親日人材として人的ネットワークを維持・強化して活躍できるよう、帰国留学生会の活動支援や帰国後のフォローアップの充実を図る。

③ 学事暦・修業年限の多様化・柔軟化と社会との接続の在り方

大学等における秋季入学の導入は、学事暦の始期・終期が合致する国との交流がしやすくなり、それらの国の留学生や研究者の派遣・受入れの増加や共同学位課程の設置促進につながるなど、大学等の国際化の推進や教育研究力の向上を図る上で有効な方策の一つと考えられます。こうした観点から、大学等の国際化を強力に推進するため、大学等は原則として秋季入学にすべきとの意見があります。

一方、入学・卒業の時期を秋季だけに限定せず多様化・柔軟化していく方が、通年採用を実施する企業の拡大など国内での採用慣行の見直しとも相まって、国際的な就職も含め就職に関する学生の選択肢の多様化を促進するとの意見もあります。

大学等の国際化は、秋季入学の導入によって直ちにグローバル化に対応した教育環境が実現されるものではなく、①及び②で述べた各施策、さらには初等中等教育における外国語教育の充実等も含め、総合的に推進していく必要があると考えます。また、秋季以外の学事暦を採用している海外大学も多いことや、入学時期を複数回設けることで社会人のリカレント教育を促進しやすくなることを踏まえると、入学時期を春季から秋季に移行させるのではなく、入学時期や修業年限を多様化・柔軟化させることが適当です。

加えて、日本人学生や外国人留学生の双方にとって、授業科目の履修や提供、進路選択や履修進度における学年次の呼称に象徴される固定化された横並び意識からの脱却⁸⁶を図り、学生が、自らの能力や適性、思い描くキャリアパスに応じた多様な学び方が可能となる大学を切り拓く観点から、秋季入学や4学期制などの導入により入学時期や卒業時期の

⁸⁶ 例えば、国際教養大学においては、履修指導において、入学時期による学年次とは別に、修得単位に応じて修学段階を取り扱っており、修得単位数 28 単位以下を Freshman、29 単位～60 単位までを Sophomore、61 単位～92 単位までを Junior、93 単位以上を Senior と称している。

多様化・柔軟化を進めていくことは重要であると考えます。こうした取組を促進するに当たっては、定員の設定・管理の在り方や授業料の設定・徴収の在り方について併せて考慮することが重要です。

なお、大学入学者選抜については、教育再生実行会議第四次提言で示したように、高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の在り方について一体的な改革を進めるとした理念に沿った改革を進めていくことが重要です。

現在、秋季入学の入学者選抜においては、多くの大学においてペーパーテスト中心の選抜方法ではなく、総合的・多角的な選抜方式がとられています。今後、入学時期を問わず、入学者選抜全体において、このような選抜方式が推進されることが必要であると考えます。

加えて、大学等における入学・卒業時期の多様化・柔軟化の取組を普及・定着させ、実効性を確保していくためには、産業界において、新卒一括採用やメンバーシップ型雇用中心の採用・雇用慣行を転換し、採用・雇用形態の多様化・複線化（最終学年6月以降の通年採用の拡大、新卒区分の廃止等による多様な人材の採用、ジョブ型雇用の拡大等）、大学等における学修成果を十分に評価する採用選考を進めるなど、採用・雇用慣行を改革していくことが求められます。

- 大学等は、国際化を通じた教育研究力の向上やキャリアパスに応じた多様な学びの実現の観点から、秋季入学や4学期制など学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を図る。その際、多様な履修モデルの提供に加え、入学者選抜の方法や授業料の設定・徴収の在り方についても、教育の質保証の在り方と併せて必要な検討・対応を行う。
- 国は、大学等の国際化やリカレント教育など学びの多様化に対応した学事暦・修業年限の多様化・柔軟化を進める観点から、大学等の早期卒業・修了制度に係る解釈の明示化・周知、ギャップタームの取組成果の普及促進、定員の設定・管理の在り方や授業料の設定・徴収の在り方に係る考え方の整理など必要な支援を行う。
- 大学は、学生が身に付けたスキル・資質・能力の明確化や、卒業・成績要件の厳格化、学生の学修時間の増加などの授業の実質化等の質保証の取組を行うとともに、学生のダブルメジャーの促進など、国際通用性を見据えた取組を進める。
また、国においては、新たな大学入学者選抜の在り方を明確に示すことにより、各大学において、春秋の入学時期を問わず、選抜区分の特性に応じたより多面的・総合的な選抜方法への転換を促進していくことが望まれる。
- 産業界は、企業の採用・雇用の多様化・複線化が進展しつつある状況を踏まえ、これを更に推進する。また、大学や学生だけでなく広く社会に対して、学修成果（ディプロマ・サプリメント⁸⁷や学修ポートフォリオ⁸⁸など）を重視した採用選考活動の実施、オ

⁸⁷ 卒業時の学修成果を社会に示すための書類。学位証書補足書類。

⁸⁸ 学生が、学修過程ならびに各種の学修成果（レポート等）を長期にわたって収集し、記録したもの。

ンラインによる企業説明会や面接・試験の実施、秋採用・最終学年6月以降の通年採用などによる一層の募集機会の提供等、採用選考に関する情報発信等が求められる。

- 国、大学、産業界は、ジョブ型採用を見据えたインターンシップの先行的・試行的実施の状況等も踏まえて、引き続き、学生・大学及び企業にとってより多くの成果をもたらすインターンシップの在り方や、社会が大学等における学修成果を評価する採用選考活動の在り方を検討する。